

「とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度（リンク・ティ）」から「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」への移行について

経営技術課 環境保全型農業担当

1 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」への移行に係る留意点

「とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度（リンク・ティ）」と「国ガイドライン」の違い及び主な注意点は、以下のとおりです。

- ①表示事項は国ガイドラインに従う。
- ②加工食品（製茶を除く）は対象外になる。
- ③確認（責任）者は生産（責任）者が定める。
 - ※栽培責任者と同一でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい（国ガイドライン）。
 - ※例えば、生産・出荷組合、農協のほか、第三者の認証団体や特別栽培農産物を専門的に取り扱う流通業者などが想定される（特別栽培農産物に係る表示ガイドラインQ&A）。
 - ※会員相互に確認を行うことも可能。
- ④とう精登録の必要はなく、精米確認者（とう精の実績等を調査・確認する者）が確認することで、確認をした旨を記載したマークを精米袋等に付することができる。

3 今後の対応について

- ①確認機関登録、生産登録、とう精登録、加工登録の扱い
 - ・登録期間の残存の有無を問わず、原則、制度廃止日（令和4年3月31日）をもって登録期間満了とする。
 - ⇒届出等不要。
 - 登録期間延長の必要がある場合は、個別相談とする。
- ②令和3年度中に生産登録し、認証を受けた農産物及びその加工品等の扱い
 - ・リンク・ティマーク（認証票）の使用は、令和3年度に認証を受けて生産した農産物及びそれらをとう精した精米や加工食品の販売終了までの間の当該商品への使用を認めることとする。
 - ・認証票の管理のため、販売終了までの間、生産登録者はとちぎの特別栽培農産物認証・表示要領第5の6に定める「出荷報告書（様式12号）」を、とう精登録者は同要領第6の5に定める「とう精登録実績報告書（様式18号）」を、加工登録者は同要領第7の2に定める「加工登録実績報告書（様式23号）」を、6か月ごと（9月末まで、3月末まで）に、経営技術課環境保全型農業担当（下記連絡先）に提出するものとする。
 - ・袋に印刷済みのマーク・表示については、上記期間終了後は、上から独自マークやガイドラインによる表示を貼付する等の対応をとることとする。
 - ・これらの対応に係る費用は、各登録者の負担とする。

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」への切り替えに伴う、表示方法、その他の相談がある方は随時お問合せください。

連絡先：経営技術課環境保全型農業担当

○TEL：028-623-2286

○FAX：028-623-2315

○e-mail: agriinfo@pref.tochigi.lg.jp